

確認検査業務のご案内

建築確認申請に先立って、法令解釈等不明な点に関する事前相談を随時、承っております（メール可）。お気軽にご利用ください。

【お知らせ】平成29年4月より、【フラット35（S）】の適合証明業務を開始しました。

➤ 業務範囲

下記に係る建築確認・中間検査・完了検査並びに仮使用認定を受付します。

- ◆ 500㎡以内の建築物及び昇降機
- ◆ 広告塔、広告板（4mを超え10m以下）及び擁壁（2mを超え4m以下）

➤ 業務区域

栃木県全域

但し、次の区域については遠隔地検査手数料5,000円を加算します。
（足利市、佐野市、栃木市のうち旧藤岡町、野木町、旧今市市を除く日光市、大田原市、那須塩原市、那須町、那珂川町）

4号建築物は特別料金でご提供中です！

床面積	建築確認	完了検査	計
100㎡以内	12,000円	18,000円	30,000円
100㎡超 200㎡以内	17,000円	22,000円	39,000円

- 対象は建築基準法上の建築確認の特例を受けた4号建築物及び型式認定を受けた建築物に限ります。
- その他、消防同意や天空率審査、遠隔地検査手数料は従来通り当社の手数料規程によります。

郵送申請・受取可能

郵送等による確認申請受付、確認済証の送付承ります。

省エネ法サポート

省エネ措置届出書の作成支援承ります。

長期優良住宅審査
低炭素建築物審査
住宅性能評価
BELSに係る評価

JIO わが家の保険

まもりすまい保険

住宅あんしん保険

駐車場完備

建築基準法に基づく指定確認検査機関：栃木県知事第2号
品確法に基づく登録住宅性能評価機関：関東地方整備局長第35号
建築物省エネルギー性能(BELS)評価機関：登録番号第057号

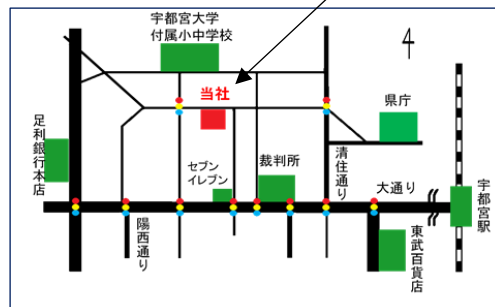


株式会社 総研

〒320-0036
栃木県宇都宮市小幡 2-4-5

TEL : 028-622-9912 FAX : 028-622-9913

Email : kakuken@soken-g.net Web : http://www.soken-g.net



【一部手数料が変更となりました。平成29年5月1日受付分より適用させていただきます。】

確認申請手数料（建築物1件につき）

※赤字はキャンペーン料金 (円)

床面積合計	区分	建築確認	中間検査	完了検査	計画変更等 (※1)
100㎡以内	4号等 (※2)	12,000	15,000	18,000	12,000
	上記以外	27,000	24,000	27,000	27,000
100㎡を超え200㎡以内	4号等 (※2)	17,000	20,000	22,000	17,000
	上記以外	30,000	27,000	30,000	30,000
200㎡を超え300㎡以内	4号等 (※2)	22,000	24,000	30,000	22,000
	上記以外	35,000	32,000	35,000	35,000
300㎡を超え500㎡以内	4号等 (※2)	30,000	36,000	44,000	30,000
	上記以外	50,000	42,000	50,000	50,000
一申請で複数棟の場合 (※1棟が500㎡を超える建物は 受付出来ません。)	合計500㎡以内	床面積の合計で手数料を算定する。			
	合計で500㎡を 超える場合	1棟目の手数料は床面積が最大の建物で算定する。 2棟目以降の手数は、それぞれの床面積を合計した 1/2の面積にて算定する。			

(※1) 計画変更等の場合は、変更に係る部分の床面積の1/2の面積にて手数料を算定する。

(※2) 4号等とは、・建築基準法第6条第1項第4号及び型式認定を受けた建築物をいう。

昇降機及び工作物等の手数料（1基につき）

	建築確認	完了検査	計画変更
昇降機	15,000	26,000	8,000
小荷物専用昇降機	7,000	13,000	6,000
広告塔及び広告板	20,000	30,000	20,000
擁壁	20,000	30,000	20,000

仮使用認定申請手数料

床面積の合計が500㎡以内	100,000
---------------	---------

その他の加算手数料

消防長等の同意等が必要な申請	3,000	
天空率審査が必要な申請 (道路斜線、隣地斜線、北側斜線の区分のごと)	8,000	
構造計算書付 (※3)	床面積の合計が100㎡以内	25,000
	床面積の合計が100㎡を超え300㎡以内	30,000
	床面積の合計が300㎡を超え500㎡以内	35,000

(※3) 床面積が500㎡以内の構造計算書付のものについては4号等以外（みなしたものを含む。）の手数料額に加算する。

遠隔地検査申請加算手数料

手数料を加算する 区域	足利市・佐野市・栃木市（旧藤岡町のみ該当）・野木町 日光市（旧今市市は除く）・大田原市・那須塩原市 那須町・那珂川町	5,000
----------------	--	-------